

◆第 122 回 福島市都市計画審議会

司 会(都市政策部次長)

本日は、委員の皆様には、何かとご多忙のなか、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。ごぞいます。

本日の進行を務めさせていただきます、福島市都市政策部次長の紺野文康と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、資料のご確認をお願ひ致します。

本日の資料は、事前に送付してある「第 122 回 福島市都市計画審議会 次第」、「第 122 回 福島市都市計画審議会 議案集」、「第 122 回 福島市都市計画審議会 議案図集」、(パ^ラ資料)、「福島市都市計画審議会委員名簿」、「福島市都市計画審議会条例」、「福島市都市計画審議会会議運営規則」の 7 種類と、お手元に置いてある「座席表」となっております。資料をお持ちでない方は、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、「第 122 回 福島市都市計画審議会 次第」に従いまして進めさせていただきます。

始めに、本日の出席及び欠席者につきましては、座席表によりご確認願ひします。

都市計画審議会委員で、代理出席の方のみをご紹介します。14 番、国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所長 丸山和基様については、副所長 伊藤英和様が代理出席となっております。15 番、福島警察署 署長 国井祐典様については、地域交通官 西牧昌宏様が代理出席となっております。

本日の審議会は、委員 20 名中 15 名のご出席をいただいておりますので、本審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、出席者数が委員数の 2 分の 1 以上の定足数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。

議事に入る前に今年より新たに都市政策部長になりました森より一言ご挨拶をさせていただきます。

事務局(都市政策部部长)

皆さん、こんにちは。

昨年まで都市政策部次長をしておりまして 4 月より部長務めております森雅彦と申します。都市計画審議会の委員の皆様には、日頃から市政全般にわたりまして都市計画部門で、ご指導、ご鞭撻いただきまして大変ありがとうございます。

今日の案件は、地区計画が 1 件と前回も皆様にお示した長期未着手都市計画道路、その

案をお示ししたいと思っております。

皆様方のご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会(都市政策部次長)

続きまして、議事に入ります、審議会条例により、審議会の議長は会長があたることとなっておりますので、議事の進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。

それでは、正面中央の会長席に移動をお願いします。

議 長(小林会長)

暫時、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の皆様には、ご専門の立場から忌憚のないご意見を賜れますようお願い申し上げます。

まず、会議の公開についてお諮りいたしますが、福島市都市計画審議会においては、個人情報等を含まない案件であれば、公開会議とし会議次第、本審議会委員名、議事録を福島市のホームページ等に公開することよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長(小林会長)

議事録署名人の選出ですが、本審議会会議運営規則第13条第2項による議事録署名人、お二人の選出について、お諮りいたします。

慣例に従いまして、議長より指名してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長(小林会長)

本日は、7番村川友彦委員、13番沢井和宏委員をご指名いたします。

両委員よろしくお願いいたします。

続きまして、傍聴の申し出について、事務局より報告願います。

本日は傍聴人の申し出はありますか。

事務局(大波係長)

報道機関1名、一般傍聴1名、合計2名の申し出があります。

議 長(小林会長)

事務局より傍聴人申し出の報告がありましたので傍聴の条件として

1. 発言は一切認めない。
2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
3. 審議が終了した場合には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の冒頭に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長(小林会長)

傍聴人を入場させてください。

傍聴の条件は次のとおりとします。

1. 発言は一切認めない。
2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
3. 審議が終了した場合には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の冒頭に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めます。よろしいですね。

傍聴人 了承

議 長(小林会長)

本日、ご審議いただく案件は1件、その他として協議事項1件となっております。議案第266号県北都市計画地区計画 仁井田下川原地区計画（案）について 協議事項については「都市計画道路見直しについて」です。

本日は、まず議案について審議し、表決終了後に協議事項に進むことといたします。なお、表決については、事務局説明、審議終了後、表決をお諮りいたします。

それでは、議案第266号について事務局説明願います。

事務局(森口課長)

事務局です。都市計画課長を務めております、森口と申します。

議案第266号県北都市計画地区計画 仁井田下川原地区計画につきまして説明させていただきます。

お手元には、議案集、議案図集、パワーポイントの資料を配布させていただいております。

パワーポイントの資料を中心に説明させていただきます。正面のスクリーンの方にも同じパワーポイントをご用意しておりますので、見やすい方をご覧ください。

まず2ページ目になりますが、市街化調整区域における地区計画制度の導入の背景についてですが、市街化調整区域を持つ自然環境や美しい田園地域との調和を図りながら、既存ストックを活用し、良好な居住環境の維持・形成及び計画的かつ、機動的な宅地供給の促進に寄与し適正な土地利用の誘導と地域活力の向上を目指し、市街化調整区域における地区計画制度の活用を図るために運用基準を定めたところ です。

次に3ページになりますが、市街化調整区域における地区計画の方針です。

「広域的な運用の統一性を確保し、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る」ものとし、運用基準を定めることにより、抑制を考慮しつつ、計画的かつ弾力的に運用することにより、農村地域における地域社会（コミュニティ）の維持、再生を図るものです。

4ページになります。地区計画の概要ですが4つのタイプがあります。

1つ目は、市街化区域隣接・近接型です。市街化区域と一体的な土地利用及び良好な居住環境の形成が図られる区域です。

2つ目は、地域産業振興型です。豊かで、活力ある地域産業の振興を図ることを目的に、

幹線道路やインターチェンジ周辺を区域とするものです。

先日、オープンした道の駅ふくしまや、おおぞう工業団地がこの類型で造成をしております。

3つ目は、今回の審議案件の類型であります、拠点近接型です。支所などから徒歩圏の住宅が点在する居住者のための良好な環境の確保を図るものとなります。

最後は、既存集落型です。地域コミュニティの維持などが課題となっている地域で、良好な住環境の整備を図るものとなっております。

5 ページは位置図です。

赤い塗りつぶし部分が今回の審議案件の箇所となります。

過去には平成 29 年～30 年にかけて、都市計画決定された市街化調整区域における地区計画が飯坂町平野地区、仁井田地区、八島田地区、南沢又地区、大笹生地区と 5 箇所が整備されております。

6 ページ目から 10 ページ目にかけては、今、ご紹介しました既存の 5 地区計画箇所の航空写真です。こちらが飯坂町平野地区で、スライドのこちらの写真が従前の状況です。農地となっているところが、令和 2 年の航空写真では住宅が建っており、現在は 90%以上、宅地化がなされている状況となっております。

7 ページ目のスライドのこちらの写真が福島トヨタクラウンアリーナ、こちらの写真が従前の農地で、今現在は 100%宅地化されております。

8 ページ目、こちらの写真が八島田地区で、一部、既存住宅もありますが既存の農地もあります。こちらの現在の写真では開発区域約半分の面積に建物があります。届出の状況としては、90%ほど進んでいるという状況となっております。

こちらの写真は、今ご説明した八島田地区のすぐ北側にあり、地域産業振興型でダイユースエイトが整備をされ、農地だったところが地域産業振興施設に整備された状況です。

こちらで最後になりますが、東北中央道の大笹生インターでこちらの写真がおおぞう工業団地及び道の駅ふくしまで、今現在はこのように整備がなされております。

続いて 11 ページになりますが、地区計画の確認事項です。

地区計画における確認事項として、運用基準に合致していることが前提となっております。

1つ目は、公共交通や幹線道路の利用が容易な位置にあること。

2つ目は、福島市都市マスタープランの土地利用方針と整合が図られていること。

3つ目は、農地転用が見込まれていること。

4つ目は、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を含んでいないこと。また、3 m以上の浸水想定区域を含んでいないこと。

5つ目は、開発許可が見込まれていること。

以上が、地区計画における確認事項となっております。

12 ページ以降は、今回の審議案件の説明資料となります。

仁井田下川原地区計画です。こちらは、支所から概ね1 km以内の拠点近接型のタイプです。

13 ページ、当該地区計画の位置ですが、国道13号福島西道路、一級河川荒川を渡る橋の南側に位置しており、福島トヨタクラウンアリーナの東側となります。

県道福島微温湯線から福島トヨタクラウンアリーナの方へ北上した所の赤色で着色された一角です。

14 ページ、地区計画の内容ですが、面積が約3.8ha、建築物等の用途については、住宅及び兼用住宅、診療所、薬局、幼稚園、保育所といった第一種中高層住居専用地域に建築できるものの一部に限られております。

容積率200%、建蔽率60%、最低敷地面積が200㎡という設定です。

なお、土地利用の方針に災害リスクに努めると記載があり、この地域は浸水ハザードエリアにあるため、その対策をとっておりますが、詳しくは後ほど説明いたします。

15 ページ、位置図であります。福島駅からは約2.0 km位の距離です。駅との位置関係としましては、福島駅から来る県道福島微温湯線、ここの丁字交差点が福島トヨタクラウンアリーナへ行く道路で、こちらが、吉井田支所・学習センターです。

赤で塗りつぶされた所が地区計画の位置になります。また、青い線が市街化区域の境で、青い斜めの線で囲われた区域が平成30年に都市計画決定された仁井田地区計画です。

16 ページ、福島市都市マスタープランでの位置づけですが、今回の計画地周辺においては、「地域生活拠点としてのアクセス道路等の環境の充実を図る」また、「市街化調整区域においては、適正な土地利用の誘導と地域活力の向上、地域社会の維持・再生を検討する」となっております。

説明会ですが、令和2・3年にかけてまして説明をし地権者の方、全員の同意は得ている

という事です。

17 ページ、農用区域の確認ですが、この地域は元々農業振興地域の農用区域に入っていないエリアなので、農地転用のみのとなります。

18 ページからは、先ほど 14 ページの土地利用の方針にもあった、災害リスクの低減対策ですが、確率年 1000 年の浸水ハザードマップにおいて、50 c m から 3 m 未満の浸水深となっております。

さらに 19 ページの詳細な資料を確認すると、今回の開発区域は 90 c m から 1.8m の浸水区域に該当しております。

20 ページ、浸水深さを超える地盤高さまで、盛土を行い、また貯留機能として、区域内に 2 か所の調整池、106 区画予定されておりますが、各区画内に砕石による雨水貯留施設を設置することとなっており、合わせて約 866 t の雨水を貯留する計画です。

21 ページに、各区画内に砕石による雨水貯留施設の写真を掲載しております。

掘削後、透水シートを敷き、単粒砕石を入れ、雨どいなどの雨水排水を接続し浸透させる施設となっております。

22 ページ、今回の開発計画ですが、地区計画区域 3.8 h a、106 区画の資料を掲載しておりますが、計画エリアはこのような形で、道路並びに水路に囲まれる計画となっております。

23 ページ、開発事業者による事業確実性の確認です。

1 つ目として今回の地区におけます事業を実施する事業者については民間事業者なので、事業への理解及び地権者の同意を全員から得ており、良好な関係を築けていると確認しております。

2 つ目として、事業者の開発実績や経営状況を確認したところ、実績、資金調達、開発スケジュールなど、事業の確実性があるので、事業完了まで遂行する能力があるという判断をしていることから、今回の地区計画を進めたいと考えております。

以上の観点から、本市としては、本地区計画を進めたいと考えております。

24 ページ、地区計画（案）の縦覧状況であります。

本年 4 月 13 日から 4 月 27 日まで、縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

25 ページにつきましては、手続きに関するこれまでの経過と今後のスケジュールとして、

本日の審議会後、市長へ答申し、県との最終協議を経て、都市計画決定の手続きとなります。

説明は以上になります。

議 長(小林会長)

ただいま議案第 266 号について事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、議席番号とお名前を述べてから、ご発言願います。それではお願いいたします。

委 員(2番 川崎委員)

2番の福島大学の川崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

あまり本質的な質問ではないかもしれませんが質問が2点あります。

1点目は、宅地割を見ていると戸建住宅が多いのかなと思いますが、国道 13 号福島西道路側の一部に大きな宅地があり、これは具体的にどういった用途を想定されているのでしょうか。もちろん地区計画の用途の制限で、住宅の他は診療所だとか、そういったものは認めるというようなことが書かれておりますが、今の時点で考えられてる何か用途があれば教えていただきたい。

それからもう2点目は把握されていないかもしれませんが、隣接してる仁井田地区計画についてですが、先行して地区計画が決定されていて、すでにビルドアップがかなりされているということでしたが、そこにおける写真を見る限りは戸建住宅が多いのかなと思いますが、具体的にどういった方が、その住宅を買われているのか気になりますが、もし把握されていれば、教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局(大波係長)

議長、事務局です。

議 長(小林会長)

事務局お願いします。

事務局(大波係長)

1 番目の質問ですが、こちらは地区計画の用途の中に幼稚園、病院、保育所などの区画も想定しており、その受け皿として、確保されております。

まだ確定しておりませんが、事業者としては子育て世帯の若い世帯が購入するということを想定しており、一期目で購入されている方は 30 代 40 代の方が多く求めていますので、そのような方が使っていただく病院や保育所等を建築したいという意向で、その受け皿として用意しております。

2 番目の質問ですが、一期目の仁井田地区計画は 100%住宅が建っておりますが、そちらの地区計画内の区画を購入されている方の属性ですが、約 6 割の方が福島市内のアパート居住者の方が、仁井田地区計画内に家を建てております。また 12%の方が市外からこちらに来ております。市内の一戸建ての住宅を売り払って居住された方はほとんどおりません。

また 25%ほどのような方に販売しているかは把握しきれておりませんが、住宅メーカーが建主で作った建売住宅です。

以上です。

議 長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

はい。8 番齋藤委員お願いいたします。

委 員(8 番 齋藤委員)

私も一期目の仁井田地区計画についてお尋ねしますが、ここは今現在、100%居住区画が建設済みということだということですが、居住率はどれぐらいでしょうか。

事務局(大波係長)

モデルルームとして今現在3、4件ありますが、実際住んでる方がほとんどです。

委員(8番 斎藤委員)

参考までにお伺いしますが、市街化調整区域に地区計画を適用するにあたって、何らかの制限があるのでしょうか。

事務局(大波係長)

一期目の地区計画区域の居住状況がスカスカの状況では、次の開発は認めないという内規があります。住宅であれば約9割ほど埋まれば、次の市街化調整区域における開発を認める取り決めをして、ある程度埋まった段階で次の市街化調整区域における開発を受け付けることとなっております。

議長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

13番沢井委員お願いいたします。

委員(13番 沢井委員)

13番の沢井です。

参考資料の20ページの説明であった災害リスクの低減対策について、866tの雨水を貯留できるような施設を作るということでしたが、前ページにこの地区は0.9~1.8mの浸水の深さがハザードマップで示されております。

それがこの貯留の866tによって、0.9~1.8mがどのくらい下がるのかという見積もりがあれば、これから家を建てようとする人のある程度の安心材料になるのかなと思います。もしあればお聞かせいただきたい。

議 長(小林会長)

事務局説明願います。

事務局(大波係長)

はい。

あくまでも今回 866 t 以上の貯留施設を作るのは、この 1000 年に 1 回の大雨に対する貯留対策ではありません。

計画区域が従前は田・畑ですが、3.8 h a を宅地にした場合、下流に対して今まで浸透していた雨水が一気に宅地化し、それに伴い流出係数が上がり、下流に対して被害を及ぼす恐れがあるので、都市計画法の開発許可の中では、面積に応じて数十年に 1 回の大雨でも耐えられる貯留施設を作ることが、都市計画法の中で定められております。

今回あくまでもこの 866 t 以上の貯留施設を作るのは、1000 年に 1 回の大雨に対するものではなくて、その開発許可上必要なものです。

仮にこの 1000 年に 1 回の大雨が降った場合は、もう荒川の堤防を越えるような大雨になるので、その時には、従前であれば 90 c m から 1.8 m の浸水はなりますが、この開発する部分に関しては、浮島みたいな形にはなりますが、今回開発する 3.8 h a の浸水が 1000 年に 1 回の大雨で荒川の堤防が破堤しても、この計画地区は沈まない高さに設定してあります。

議 長(小林会長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

委 員(11番 小野委員)

今の災害リスクについてです。

開発するところは、田んぼなので地震による住宅の傾き被害が心配されますが、開発す

る場合は土質の調査はされてるのでしょうか。

事務局(大波係長)

開発にあたって、擁壁を施工する際には地盤の支持力を調査し、地震時でも擁壁が倒れないチェックはしております。

通常、盛土として締固めし、その上に住宅を建てますが、住宅メーカーで建てる場所の四隅と真ん中の地盤の支持力を測った上で、それに耐えうる木造建築等を建てるので、それは住宅メーカーで対策をして地震に対応するような形をとっております。

委員(11番 小野委員)

そういう地盤に対する指導は住宅メーカーに市として行っているのでしょうか。

事務局(大波係長)

地盤に関して民間の開発の中でしっかりと転圧して、粘土などの異物が入っていないことは、当然確認しておりますが、地盤に関することは住宅メーカーの責任で対応していただいております。

委員(11番 小野委員)

今まで開発した中で住宅が傾いた被害があった場所はありましたか。

事務局(大波係長)

平坦な開発区域で、先日の地震で家が傾いたという話は聞いておりません。

委員(11番 小野委員)

その辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

議長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

委員(4番 菅野委員)

今のご質問もあったように浸水対策として、盛土の検討が載っているんですが、今お示ししていただいたように、この区域自体が全体的にこの0.9～1.8mの浸水に耐える盛土をするという考え方でしょうか。

議長(小林会長)

事務局お願いします。

事務局(大波係長)

一番低い宅地の設計高さでも浸水の深さより高くしております。

住宅排水勾配もあるので、西側が高く東側にだんだん低くなっておりますが、東側の一番低いところでも浸水の深さより宅地を高くしております。

委員(4番 菅野委員)

もう一点ですが、計画区域の北西側のところの造成計画図には載っておりませんが、ここまで開発区域として申請されているということであれば、ここの部分は何に当たるのでしょうか。

事務局(大波係長)

計画区域の北西に既存の住宅が3軒ほどあります。

これは収用移転で動いた方、分家住宅で建てた方、線引前住宅で建てた方ということで既存の住宅3軒があります。

あと一部に畑がありますが、こちらについても、地区計画区域に入ると将来的に地区計画の制限がかかると権利者に説明し、同意をいただいております。

今回、3軒の住宅があるエリアは特に開発行為は行いませんが、区域に入れた理由としては、地区計画のエリアは将来的に市街化区域になる可能性があるため、地区計画に含んでいた方が後々漏れなく市街化区域に編入できるので地区計画のエリアに入れております。

委員(4番 菅野委員)

了解いたしました。

議 長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

委 員(18番 引地委員)

18番の引地です。

先程の地盤の話ですが、家を建てた際に住宅メーカーで対策が講じられていれば問題ないと思いますが、住宅業者は利潤を求める民間企業なので対策が講じられない場合もあり得ると想定されます。

例えばU字溝を入れる場合でも、実際入れたら小さかったなどの事例がよくあると聞きますので、市の方で目を光らせて、住宅メーカーの指導も徹底してもらえば良いかと思えます。

事務局(大波係長)

地区計画をかけると、必ず市の方に建築確認の前に、地区計画の内容に合ってるかどうかという届出が必要になります。それは住宅メーカーや個人でも建てる方は、その届出を申請し、市では高さ、色、建蔽率、壁面の位置などの地区計画の内容に合っているか確認しております。

地区整備計画に合わないようなものであれば是正をしておりますので、建築確認前に市で、きちんと確認をして良好な居住環境が確認できるシステムになっているので、住宅メーカーに責任があるとはいえ、市としても確認しております。

委 員(18番 引地委員)

わかりました。

議 長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

委 員(2番 川崎委員)

人口減少社会に入ってきて、こういう新たな開発というのは早々なくなってくると思いますが、コミュニティづくりに関する仕掛けいうのを市の方ではどのように働きかけして

いるのでしょうか。

一期目の地区計画区域の居住状況からすれば、今回の開発区域も売れると思います。しかし、その後、だんだんと人口が減ってくるっていうことは市としても想定していると思います。これまで以上に、市の投資余力が減少していく中で、やはり自助、共助という面が大きくなっていくため、福島市全体の中のたかだか 3.8 h a かもしれませんが、それでもここに 100 戸ぐらいできるということは、1 戸 3 人とすれば 300 人、1 戸 4 人とすれば 400 人というそれなりの規模のコミュニティが形成されるため、場合によってはその隣接した町内組織の区域と合わせてエリアマネジメント組織とまではいかななくても、例えば防災や景観という取り組みが切り口になるかはわかりませんが、お住まいになる方々が共同で何かできるような機会なり仕組みを作って、今後の人口減少社会においても、活気あるコミュニティづくりに資することができるように、事業者に方に対して市の方でアドバイスや指導するといったのかなと思った次第です。

よろしく願いいたします。

事務局(大波係長)

開発の事前協議の段階で、当然事業者と意見調整がありますが、その中で地域コミュニティが希薄になってるということもあるので、町内会の加入を是非ともお願いしたいということは、申し上げております。

町内会の加入の追跡調査はしておりませんが、仁井田地区はごみの徹底など、町内会としての活動をしっかり取り組まれている地区なので、町内会に入っただけ地域の活動を通して自助公助のシステムが構築できればと思っております。

委 員(2番 川崎委員)

ちなみに仁井田地区に自主防災組織はありますか。

事務局(大波係長)

すみません。そこまでは把握しておりません。

(吉井田地区の町内会はすべて自主防災組織を組織済み)

委 員(2番 川崎委員)

もしあれば、町会の加入とあわせて、そういった組織に加入していただくようにしていただくと思います。

事務局(都市政策部部长)

先生がおっしゃる通り地域コミュニティはこれから人口減少の中で大変重要だと思っております。まず市街化調整区域の地区計画は、そもそも開発できないところに開発するための地区計画ですが、この仁井田地区は、なぜかここだけがぽっかりと市街化区域から抜けております。

町会としても、地区計画によって人口が増加することは地域コミュニティとしても良いことであり一期目の南側にあった区画はほぼ 100%居住しており、近くの吉井田小学校の児童も増えております。

今回、この二期目の開発で、また増えると予想され、こども未来部でもこの地区の子供たちが通える認定子供園が周辺に整備が必要ではないかなど、この地区計画の一つで様々な影響があります。

市としても関係各所に調整をかけ、もちろん開発業者も地域のコミュニティと連動しながら、十分に調整していきますので、ご理解をいただければと思います。

委員(2番 川崎委員)

ご指導のほどお願いいたします。

議長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

委員(5番 追分委員)

5番の追分と申します。

この災害リスクの低減対策についてですが、仁井田地区は浸水だけでなく吾妻山のハザードマップにもかかっていると思います。

噴火による災害についても対応しているのでしょうか。

事務局(大波係長)

火山のハザードマップは市の危機管理室の方で策定しております。この火山の被害とい

うのは、2、3月の降雪のある時期で、積雪量が多い時期に噴火し、積雪と一緒に泥流が発生するという想定で、最悪の想定時には、この吉井田地区であったり市の広範囲に影響が及びます。それに対応できているかという点、なかなか難しい部分もあります。

今回はあくまでその浸水ハザードと下流に対して影響を及ぼさないような対応のみの形となっております。

正直火山のハザード対応できてるかっていうと、そこまではなかなか難しい状況です。

議 長(小林会長)

よろしいでしょうか。

先ほどからいくつかご質問出ておりますが、基本的に現在、都市マスタープランを作るにあたってはそういったハザードマップの情報を十分踏まえて策定するということが言われているので、当然、都市マスタープランは反映されているかと思えます。

ただ今回の場合は地区計画なので、例えば今回の洪水の危険性のよう具体的にある程度予期できるものについては、それに対して妥当な範囲で対処するのが常識的な対応かと思えます。

そういう点で浸水対策として盛土をするという点がこれまでにない対応の仕方かと思えます。

色々な危険性は常にあり、この場所だけでなく周辺の市街地も集落も中心市街地もやはり危険性を持っています。

ただ、危険性があるから、開発できないとなると、どこも開発できなくなってしまいますので大事なことは、こういった危険性があることを、住民がきちんとそれを理解したうえで住む、或いは理解した上でいざというときのための対応策を地元で考えるということが大切だと思えます。

だから、そういう点では先ほど川崎委員からもありましたように、コミュニティづくりなどといったようなものも今後の課題としてあるのではないかと思います。

危険性はあるんだけど、完全にリスクをなくすことはやはりできないので、妥当な予期できる範囲で対応していると理解できるのではないのでしょうか。

委 員(5番 追分委員)

それと、私も開発地域内に住んでおりますが、住んでいる皆さんが最初は問題なかった

ことでも高齢化で対応が難しくなってくるということもあります。

今回の雪かきも町内で対応することが大変でした。

そういう問題もありますので、災害については、特に考えております。

また、浄化槽についてですが、大雨が降ると必ず、その地域内で溢れるところが出てきます。その点は大丈夫なんでしょうか。

また農業水路にはゴミが溜まるという事象がありますが、その点について考えているのでしょうか。

議 長(小林会長)

排水計画について、事務局説明をお願いします。

事務局(大波係長)

事務局です。

こちら市街化調整区域ですが、今回開発に伴いまして、市の公共下水道の管も入れて、市街化区域と同等の形になりますので、浄化槽はありません。

また、路面排水の側溝については蓋掛けし、5mに1ヶ所グレーチングの設置しております。排水も流量計算的に30年に1回の大雨程度であれば浸水しない計画となっております。

議 長(小林会長)

他にありませんか。

それでは、ご質問等が無いようですので、お諮りしたいと存じます。

採決に入りますので、傍聴人と報道の方は、退場願います。

議 長(小林会長)

議案第266号 県北都市計画地区計画の決定については、原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

同意される方は挙手願います。それではお願いします。

(全員挙手)

議 長(小林会長)

ありがとうございます。

異義がないものと認め、議案第 266 号につきましては、原案のとおり同意すること
に決定する旨、市長に答申いたします。

事務局は傍聴人を再入場させてください。

続きまして、協議事項となります。

協議事項「都市計画道路見直しについて」、事務局、説明願います。

事務局(森口課長)

協議事項「都市計画道路見直し」につきまして、パワーポイントの資料により説明
させていただきます。

都市計画道路の見直しにつきましては、前回、昨年 11 月 25 日開催されました
審議会におきまして、見直しに関する評価方法や今後の進め方などを中心にご説明
させていただきました。

資料の 2 ページ目には、その際の主なご意見並びに回答・考え方などを記載して
おります。

改めて、主だった前回のご意見等の確認をいたしますと、1 つ目のご意見、「
大きな効率性を得られるような合理性を担保した見直し案を提示していただき
たい」、それに関しましては、定性的、定量的評価に基づいた、合理性を担保
した見直し案となっています。

また、4 つ目のご意見、「他の多くの自治体では、地域懇談会等を開催し、
最後にパブコメのような意向調査をやっているようだが、本市での地域の方々
への説明をどのように考えているのか」といったご意見につきましては、ある
程度の方向性が決まり、案の段階で地域の皆さまへの説明を行い、合意形成
を図ったうえで、都市計画の手続きを進めてまいります。

7 つ目のご意見、「全体のネットワークとして、今以上良くなることを前提と
して検討していただきたい」といったご意見に関しましては、交通の円滑化が
図れる道路ネットワークの構築を検討しており、多額の費用が掛かるとして
も、ネットワーク上必要な路線につきましては、存続としております。

最後の欄のご意見につきましては、「計画線にかかっている方々が、いつから事業が始まるのか気になっていらっしゃる。早く方向性を決めて説明会を開催してほしい」といったご意見に関しましては、住民の皆さまへの提示の方法などについて、他自治体の事例を参考にしながら進めてまいりたいと思います。

前回はこのようなご意見等をいただいたところです。

見直しにおける前提条件をおさらいさせていただきます。資料は3ページから4ページになります。

1点目は、効率的な道路の整備です。

将来の人口やそれに伴う交通量の減少、また、道路整備予算の減少や既存道路の代替性などを検証し、事業の選択や集中による効率的な整備が求められます。

それらを踏まえ、長期未着手都市計画道路の路線ごとの評価を行い、道路網の見直しにより事業費の削減や事業期間の短縮を図るものです。

2点目は、渋滞が発生している主要幹線道路への交通混雑を環状道路機能、補助幹線機能の整備による分散により、交通流の円滑化が求められていることから、交通混雑度を1.25未満に改善し、混雑の解消を図るものです。

交通混雑度1.25とは、昼間の12時間のうち、朝夕などの1～2時間は混雑する可能性があるといった数値です。

これらを踏まえて、5ページでは定性的評価と定量的評価により、都市計画道路の在り方を検討したところです。

定性的評価においては、必要性、実現性、代替性の観点から評価しております。

また、定量的評価におきましては、将来の推定交通量や混雑度が1.25未満となるよう道路ネットワークに配分し、円滑さを検証するなどしております。

それらをまとめたものが、6ページに記載しております、長期未着手29路線、53区間、約55kmの見直し案（案）です。

そのうち存続候補につきましては、19路線、27区間、延長約27km。

変更候補につきましては、4路線、2.9km、変更内容は、幅員や起終点の変更となっております。

廃止候補につきましては、15路線、22区間、延長約25km弱であります。

見直し後の想定事業費、想定事業期間につきましては、あくまで現在の状況をベースにしたもので、超概算であります。事業費が約 700 億円から 300 億円ほど削減となり 400 億円になり、想定事業期間につきましても、現在の事業費ベースで約 100 年ほどかかるものが、半分程度の期間に短縮となります。

7 ページに具体的な見直し案（案）の図面があります。広域的な図面になっておりますのでブロック毎に説明いたしますが、青線が存続、赤線が路線内容の変更、そして緑色の線が廃止となっております。黒色の路線は整備中または、整備済となっております。

8 ページに廃止となる路線の内容を記載しております。路線名、区間番号、延長・幅員、計画決定年、そして見直しの内容となっております。

特に、都市計画道路として計画が決定した年をみますと、古いもので昭和 26 年、新しいものでも昭和 56 年と、40 年から 70 年前に決定した道路計画となっております。

9 ページの飯坂周辺の図面をご覧ください。

飯坂の中心付近、こちらが国道 399 号から飯坂ホテルジュラクの前の路線はネットワーク構築の働きがあるため存続し、飯坂温泉駅前の県道は既存道路を活用することによりループ形状が図られることから、その内側にある路線については、交通処理機能への影響は少ないため廃止としております。

また、県立北高校北側の路線の福島飯坂線西側部分や摺上川添いの路線については、急傾斜地の地形や交通量処理機能への影響も少ないことから廃止となっております。

飯坂街道のさらに西側にもかけて、摺上川沿いの山側、あとは吉川屋さんへ続く道路、こういった区間についても、急傾斜地であることや、地形的な問題や交通処理機能への影響も少ないことから廃止としております。

福島飯坂線東側の国道 399 号や県立北高校北側付近の路線は、瀬上町に抜ける道路で輸送路の位置付けや整備済道路と接続されることから存続としております。

飯坂温泉駅の東側、桑折町の方へ抜ける道路の赤色部分は、道路幅員を変更としております。

10 ページの北信周辺ですが、国道 4 号やいわゆる北幹線と言われている、県道飯坂保原線となっております。ちょうどこれが北幹線から月の輪大橋で工業団地もこの辺にありますが、こういった国道 4 号、或いは県道飯坂保原線はすでに整備されておりますので、古い時点で計画決定された路線につきましては、周辺の道路がもうすでに代替路線として整備

されており、廃止としております。

また、国道13号福島西道路の北伸部分や県道飯坂瀬上線、鎌田東湯野線につきましては、幹線道路であることから存続としております。

11ページの中央周辺であります。福島テレビさんの前あたりが事業を行ってるところになりますが、こちらは太平寺岡部線という路線で、重要な環状機能を有しておりますが、推定交通量などの解析から赤い部分の幅員を4車線から2車線に変更したうえで、存続としております。

旧国道114号や野田小学校方面、信夫ヶ丘競技場西側等の路線につきましては、周辺に代替路線があることや、既存道路が2車線であることから廃止としております。

また、方木田茶屋下線、国道115号から県道庭坂福島線まで整備が完了しておりますが、飯坂街道から国道4号における区間については、将来交通量が見込まれないことから、廃止としております。

青色の区間につきましては、清水地区の発生交通量が多いことから、特に太平寺岡部線、福島駅北側区間は、JRの高架橋など事業費が高額になると考えられますが、重要な環状機能を有しており、その他の青色路線につきましても交通処理機能に重要であることから存続としております。

12ページは、前回もご提示しましたが、街路事業と道路事業を合わせた整備プログラムや渋滞箇所などの局部改良といった取り組みも、今後、都市計画道路の見直しと一緒に進めてまいります。

13ページは、今後の進め方ですが、前回の審議会でのご意見や他の自治体の事例を参考に地元への説明などを踏まえ、あとは本日のご意見賜った後、地区ごとに本日見直し案(案)、ご提示させていただいておりますが、地区の代表の方々へを対象にした、説明を行って参りたいと考えております。

パブリックコメントにつきましては、広く市民の方々から意見をいただくという趣旨ですが、今回の見直しにつきましては定性的・定量的評価をもとにした見直し案であったり、実施する自治体と行わない自治体ありますが、実施した自治体の状況を見ると道路整備の要望などの意見が、大半を占めているようであることから、できるだけ地域の方々への説明の方を重視して参りたいということもあり、状況を見ながら実施するかを判断したいと考えております。

そして、2月頃を目標に見直し案を決定し、各路線ごとに土地・建物の権利者への説明に入り、合意形成が図られた路線から順次、都市計画決定の手続きに進んでまいります。

14 ページは、市内で現在事業化されている都市計画道路であります。

市・県施行の9か所につきましては、ほぼ用地買収であり、国施行の松川北矢野目線、西道路南進が工事施工中であります。

15 ページは、杉妻町早稲町線は中町の自民党会館西側からNHK放送局前の交差点にかけて用地取得中です。

曾根田町桜木町線に関しては市役所北側の道路で附属小学校から国道13号にかけての用地取得中です。

説明は以上です。

議 長(小林会長)

ただいま、協議事項の「都市計画道路見直し」について、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、議席番号とお名前を述べてから、ご発言願います。

今回この審議会を経て、地域代表者への説明、さらには計画決定の手続きへと進んでいく予定ですので、地元におりる前にぜひご意見等ありましたら、今日ご発言願いたいと思います。

委 員(13番 沢井委員)

13番の沢井です。

13ページの今後の進め方についてですが、見直し案が決定し、公表した後の地権者説明を行うということですが権利者への個別説明が7月の地域代表者への説明とセットぐらいに行うべきと思います。

我々も議会説明会を催すと色々な地域での説明会の後に、なかなか納得してない意見が出てくることがあります。やはり地域で十分に納得していただいた上での計画決定の方が、後々のためにはいいのかなという感じがしております。

なかなか進める上では難しいのは重々承知の上ですが、後々、見直し案に従って廃止するということではその地権者や今まで、数十年も待った方にとってはやはり、腑に落ちないというような色々と問題が後々出てくるのではないかと感じております。

いかがでしょうか。

事務局(大波係長)

議長、事務局です。

地域の代表者の説明が終わった後、パブコメを実施し見直し案の方向性を決定した後に、現在、市の案としては、実際そこに長年住まわれている方、登記簿の土地所有者、建物所有者を対象に個別の説明会を行うことを考えておりますが、あくまでもこの見直し案の内容については、とりあえず案として決めさせていただいて、実際地元説明に入った中で、「やっぱりこの路線は地域にとって必要であり廃止は困る」というような意見も想定されます。そのような路線については、再検討を行い、合意形成が図れるよう努めていきたいと思っております。

また、今回の見直しは1回目の見直しであり、他の自治体ではすでに2回目の見直しを行っているところもあります。

社会情勢の人口減少であったり、大きな変化があればそれに伴い、再度見直しを行います。

その際に1回目見直しでは存続路線にしていた路線も社会情勢によっては廃止路線にする場合も考えられます。

今回の1回目見直しで決まったらそれが未来永劫ずっと続くということではなく、一つの方向性案を一度お示しさせていただいて、廃止のところについては、丁寧な説明をしていきたいと考えているところです。

以上です。

委員(13番 沢井委員)

ありがとうございます。

致し方ないのかなと思いますけど「見直し案の決定」という文字が気になります。

その地域の方とか、後から話を聞いたとか言う方がこの見直し案を見たという方から反感を買うのではないかと懸念されます。

また、地域代表者への説明等ありますが、その地域代表者に説明したから地域に全部伝わってるとは限らないと思っております。

そこの地域でのおろし方にもよりますが、もう少し市の方で指導していただいて、こういうふうにおろしてくださいとか、こういう段階を踏んでここまで話を通しておいてくださいとか、そういう丁寧な指導が必要なのかなと思います。

事務局(大波係長)

今の質疑に対してですが、地域代表者といっても、本当にそこに住んでる方の町内会の会長だけでいいのかというような問題もありますし、また自治振の役員だけでいいのかという問題もあります。

実際、飯坂地区ですと、桑折町の方から東西線を使っている方もいますし、その地域代表者の選定にあたっては、最初は支所単位で考えおりましたが、地域への影響を考慮し、地元の方や支所を踏まえて、どこまでの範囲の方を対象とするか、など検討していきたいと思います。

議 長(小林会長)

ちょっとよろしいですか、私はちょっと今の沢井委員のご発言の趣旨と、答えと少々かみ合っていないような気がいたしました。

沢井委員のご指摘は、地域代表者の選定の問題ではなくてですね、基本的には今事務局で答えられたことで私は結構かと思うんですが、まず、地域にとって、公共性の問題がまず第一にありますので、地域にとって必要かどうかというところで判断し、合意を得ることが大事なことで、その合意がなければ、要は、バックボーンがなければ交渉はできないわけですから、まずそこで固まることは大事かと思います。しかし沢井委員がご懸念されている点は、ずっと後になって、決まった後になってそういう話に来て、寝耳に水だというのはかえって心象を害するんじゃないかというご指摘です。

ですから、情報は早く広く伝え、かつ、まずは基本的に地域ごとにきちんと合意を得るという段取りかと思われまます。

それからそういう情報の伝え方について何かご工夫していただけないでしょうかというご指摘かと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員(13番 沢井委員)

はい。

フォローありがとうございます。

確かにその通りです。

ただ行政としてはなかなか難しいではあるのは重々承知なんですけど、後から色々な問題が行政の方に投げかけられるということは今までの事例でもありますので、もう少し段階を踏んで、浸透してから、パブリックコメントを求めてもいいのかもしれない。

パブリックコメントの求め方も丁寧に丁寧に、市から積極的に求めるような姿勢でなければ意見は上がってこないと思われれます。

意見が上がってこないからと言って、賛成だという判断はまずいと思って申し上げました。

できれば、地権者へも前段に、話を進めて地権者の方も納得していただいた上で、決定しますよっていう形になれば私は一番いいような気がします。

はい。

議 長(小林会長)

ご意見として賜ります。他にいかがでしょうか。

委 員(7番 村川委員)

7番、村川です。

見直し案について特に異論ではありませんが、やはり今ご意見あったよう数十年も前からそのままになって、これでやめますといった場合にやはりなぜなのかということ、もう少し丁寧に説明する必要があると思います。

先ほどの説明の中で、交通量が非常に少ないからここには必要ないという説明もありましたが、道路が広がれば、交通量が増えますので、道路が狭く交通量が少ないことは廃止する理由にはならないと思います。

また、今回の案件には直接関係ありませんが、前回の審議会でもお話したかもしれませんが、福島市は公園が少ないです。郡山市などは非常に公園が多いです。まちのあちこちに広い公園が作ってあります。

福島市の場合、残念ながらそういう公園はほとんどありません。結局はまちの中にも広場ってというのが、あまりない。

そういう広場はやはり先ほどの地区計画の審議でもお話しが出ましたが、コミュニティの集まる場所が福島市には、まちの中も、それ以外の場所にもあまりない。

なので道路をもう少し活用し、交通の手段だけでなく色々な活用の仕方を考えてみてはどうでしょうか。

例えば、少し広めの道路にして、コミュニティガーデンのようなものを作って、そこで地域の皆様がガーデン作業ができる場所を作るとか、そういったことも考えてみてはと思います。

直接今回のこの見直しには関係ありませんが、そういった使い方をもう少し福島市の方は、考えてもいいのではないかと思います。

以上です。

事務局(都市政策部部長)

村川委員ありがとうございます。

やはり先ほどの沢井委員も同様ですが、都市計画道路を廃止や変更する理由なので地権者の方に対して丁寧に対応させていただきたいと思っております。

全体の考え方と、個別の路線の考え方では説明の仕方は変わりますので、まずは市としての全体の考え方を、前段お示ししたいという感覚でおります。

あと村川委員の二つ目。

街なかに広場公園がないことは私どもも十分に認識しております。

福島市は街なかに本当に公園がありません。なので道路をうまく利用する、その辺に附属する広場公園なりを整備していく検討はしたいと思っております。

街なかには新浜公園ぐらいしかありません。あづま総合運動公園や十六沼公園も街なかからは外れております。そのことは十分認識しており、私もいろいろやっていきたいなどは思っていますが、すぐには難しいので、十分に今後検討していきたいと思っております。参考ご意見ありがとうございます。

議長(小林会長)

よろしいでしょうか。

それでは、10番佐原委員。

お願いします。

委員(10番 佐原委員)

ご説明ありがとうございます。

先ほど村川委員の方からも、コミュニティロードなどのお話ありましたが、確かに広場や公園を増やすことは難しいかと思えます。

また、道路には種類があって、横に街路樹や花壇やベンチがあり、徒歩で移動される方が途中で休憩できるスペースがある道路と、車が交差するのが精一杯で、なかなか散歩に選ばない道路もあります。

せっかく新しくできる道路であれば、可能な範囲でウォーキングやランニング、犬の散歩ができる道路があれば市民の皆さんも健康増進にも繋がりますし、利用しやすいと思いますので、その点できる範囲でお願いしたいと思えます。

事務局(大波係長)

当然、存続した路線については、今後将来整備して参ります。

その実施設計の段階で、ひと昔前は市の方で線を変えるというような一方的な説明をしておりましたが、現在は住民の方も道路は必要な一つのツールとなっております。

例えば残地ができたなら、そこにポケットパークを作ることやベンチ置くなどの特に街なかに関してはそのような道路整備に努めて参りたいと思えます。あわせていろんな方の意見を取り入れながら、その道路計画を実施の段階で作っていききたいというふうに思っております。

議長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

はい、2番川崎委員お願いいたします。

委員(2番 川崎委員)

12 ページにある街路道路整備プログラムについて伺いますが、前回の審議会でもちょっと伺ったような記憶もありますが整備プログラムがどういう内容なのかということと、もう一つはいつ頃、策定される予定なのかということです。

前者の方の内容に関しては、ここのパワーポイントに記載されている文言ではあくまでもその整備する新たに作るプログラムという印象を受けます。

また、少し細かい話になりますが、公共施設管理計画の実施計画の方で、インフラ編があると思いますが、そちらは改修とか維持管理の方も絡んでくると思いますが、それとの関係を伺えればと思います。

以上2点ですがお伺いします。

事務局(大波係長)

事務局です。

街路道路整備プログラムというのは、専門的な方でなければどういうものか、なかなかイメージしづらいと思いますが、今現在、都市局の街路事業であれば、実際の予算ベースで、路線ごとに事業費と事業期間を割り振った計画です。

都市局の道路はこの計画を作っております。今の予算ベースで現実的な計画を立て、大体あと5年後に現在行っている事業が終わったら、次の路線はこの路線をやっていき、期間や事業費がどのくらいになるというプログラムを都市局の道路は作っておりました。

道路といっても都市局や道路局、農林水産局などがありますが、福島市の都市計画道路は都市局と道路局との二つの予算が使われております。

今までは、都市局の予算で整備する街路はプログラムを作っておりましたが、道路局の予算で整備する街路のプログラムは作っておりませんでした。

なので、福島市の中で効率的にここが終わったら、市道が繋がったので次は県道のこの路線のこの区間をやりましょうとか、今後10年くらいを見通した、国縣市を含めた全体プログラムを作っていきたいと思っております。

皆様にお示しできるかは明言できませんが、今度、都市局と道路局、国縣市合わせた整備プログラムを国、県の各道管理者の了解を得て策定していきたいと思っております。

以上です。

委 員(2番 川崎委員)

そうすると、二つ目の質問内容に関しては、維持管理などは直接にはかかわらないものだという理解でよろしいですね。

事務局(大波係長)

維持管理は伴わない新設のものをイメージしております。

委 員(2番 川崎委員)

それと時期については、本日ご説明いただいた13ページの資料だと、この見直し案の決定ぐらいに合わせて作られるのかなと思っておりました。

事務局(大波係長)

現段階では今年か来年には作っていきたいと思っております。

委 員(2番 川崎委員)

時期の問題は、我々がそうなんですけどこの、あくまでも我々がやってる都市計画道路だけの見直しなので、実はその道路局の方もみないとよくわからないということがあります。

そういった意味では片方だけの検討結果では不十分で、地元の方の説明に対しても見直し案が決定して説明する段階にはその道路の方のネットワークも説明しないと、なかなかご理解いただくことが難しい面もあるのではないかと思ひ、内容と時期について伺ったところです。

事務局(大波係長)

道路整備プログラムは建設部の道路建設課で作るようになりますが、なるべく早く作りたいという意向を持っています。

国や県と調整しながら、迅速にやってきたいと思っております。

事務局(都市政策部部長)

事務局です。

12 ページをご覧くださいと思いますが、皆さん聞いて今回の計画は、今まで位置付けたものを廃止や変更するなど、減らす一方なので、地域住民や地権者の方に説明した時に、やはり期待していたという方やなぜ廃止するのか疑問に感じる方が多いと思います。

12 ページに局部改良など記載がありますが、やはり減らすだけでは、あまり良い方向に向かないと思います。

先ほど最後に現在整備中の道路もあるとお伝えしましたが、お住いの方の地域が不便であると感じていけば、道路ができると期待されている方はその道路を廃止されることになるので不満は出てくると思います。

川崎委員がおっしゃった維持管理の部分もすごく大事です。

それは道路保全課で計画している長寿命化計画というものがあって、橋や道路を長寿命化計画で整備することとなっております。

今回の道路整備プログラムっていうのはどちらかというと作る・直す事業を計画しており、長寿命化計画と連動できるところは行っていきたいと思っております。

市の内部の話で恐縮ですが、都市政策部が都市計画道路、建設部がそれ以外の道路を担当しており、都市政策部と建設部で十分に連携図り、今回の都市計画道路を減らすのであれば、建設部が担当する道路はどうか、十分に連携を図りながらやっていきたいと思っております。

ただ今はまだ見直しの入口の段階なので、これから十分に調整をかけていきたいというふうに思っているので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

はい。

議 長(小林会長)

どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

はい。8 番齋藤委員お願ひします。

委 員(8 番 齋藤委員)

13 ページのパブリックコメントの話に戻りますが、状況に応じて実施するか判断すると

ということでしたが、具体的にどういうことなのか教えてください。

事務局(森口課長)

パブリックコメントにつきましては、前回の審議会でもお話がありましたが、まず今回の見直し案(案)を、本日の審議会でお示しをさせていただいて、それをもとに、地元の方々へ、説明へ入っていきたいと考えております。

説明会では地元の方々からご意見もいただくようになりますし、見直し案というものはそこで決定するわけではないので、現時点では11月以降という予定しておりますが、地元の方々にご説明させていただくことに重点を置きたいと考えておりましたので、状況に応じて実施したいと考えております。

委員(8番 斎藤委員)

少なくとも見直し案の決定後は、パブリックコメントの実施は必要ではないですか。

見解を伺います。

事務局(森口課長)

見直し案の決定は現在2月頃を目標と記載しておりますが、前後する可能性もあり、流動的な部分もあります。

市民の方々に公表をする際は何らかの形でご説明が必要になってくるかと思いますが、現時点では、まだ明確に11月にパブコメを行うといことは確定していないため、状況に応じての実施とさせていただいたところです。

委員(8番 斎藤委員)

11月にやる必要が私は特にないような気がしていて、むしろ地域の代表者とお話をして、公共的にその道路が必要か不要かまとまった後、見直し案が決定すると思いますが、それに対してのパブリックコメントは当然必要だと私は思います。

都市計画道路はもう何十年前に線を勝手に引き、建築制限等ずっと地域の方に負担を負わせております。

今回、見直しをするのは大変素晴らしいことだと思うんですけども、いずれも廃止や変

更に対して、今後の進め方でいうと地域の代表者、加えてその権利者へご説明するということですが、関係者は当然それだけではないし、そういったこの大きなその事業の変更をすることに対して、広報広聴の観点からいうと広報はホームページや市政だよりなどでもすると思いますが、市政の広聴をするという観点から言うと、このパブリックコメントをしないということはありません。

これについては当局ではどのように考えているのか、このパブリックコメントの必要性についてもう1度教えてください。

事務局(森口課長)

今ご指摘ありました通り、広く意見を聞くというところについては、当然、必要な制度であると考えておりますので、見直し案について、広聴の考えということは、持っていきたいと考えております。

委員(8番 斎藤委員)

先程、他の自治体でパブコメをしたときに、いろんな意見があったということでしたが、パブコメなのであって当たり前ですし、あっていいと思います。

やはりこれだけの大きな都市計画道路の変更に対して、しっかり広報広聴を行い、市政の責務というものを果たすべきだと思います。

続けてお尋ねしてありますが、11ページの中央周辺の見直し案について、お伺いします。

個別の路線についてですが、ちょうど真ん中の南側の、縦に走っている青いライン、早稲町太平寺線についてお伺いしますが、これは中心市街地を縦断している国道13号を信夫橋まで延伸するという計画で、今ある旧4号は廃止するという計画なのか改めてお伺いしたいと思います。

事務局(大波係長)

この路線は信夫橋までの旧4号はそのまま残しながら、一本西側に国道13号を南進させ、4車線の都市計画道路として整備するというような計画です。

現在、建物が連続して建っているところに4車線の都市計画道路を整備する計画となっております。

これも検討した中では、今現在国道4号の道路混雑度が1.25～1.5となっております。

国道4号に平行して国道13号があり、南へ移動できる道路となっております。

当初の目的の中で見直し後の都市計画道路が整備できた暁には、1.25程度に道路混雑を抑えるということを目指しておりますが、この早稲町太平寺線を廃止してしまうと、国道4号の混雑度が下がらないシミュレーション結果がでております。

国道4号の交通量を早稲町太平寺線で分散する役割を担っております。

こちらについては、信夫橋まで現在の旧4号は残しながら、信夫橋を過ぎたあたりから現道に重なってくる都市計画道路になっておりますので、かなりの事業費は当然かかりますが、道路ネットワーク上、道路混雑を解消するためには必要な道路でありますので、存続となっております。

委員(8番 斎藤委員)

一つ一つを伺いたいのですが、国道13号を南へ延伸した場合の想定される事業費と事業期間というのは、どういうふうに推計しているのでしょうか。

事務局(大波係長)

事業費に関しては、1m当たりの標準的な工事費に延長を掛けております。また、実際に現在、家があるところに道路を整備する場合は、その戸数掛ける何千万ということで、補償費を出して、概算の全体事業費を出しております。

先ほど課長が申し上げましたが、福島市の道路建設事業費は県施行分を除いて現在4～5億円程度です。

あくまでも福島市の予算ベースでは、福島市の予算ですと100年が約45年になるということで先ほどご説明した通りです。

委員(8番 斎藤委員)

見直し後の都市計画道路の総事業費、事業期間は想定していると思いますが、早稲町太平寺線のみを抽出できるのであれば教えて下さい。

事務局(大波係長)

早稲町太平寺線の全体事業費は概算で約45億から50億程度で事業期間は市で施行した場合は約10年だと思われま。

委員(8番 斎藤委員)

続けてお伺いしますが、現在旧4号があり、国道13号を南下して、信夫橋方面に直進する道路もありますが、これだけでは交通量を分散できない理由を教えてください。

事務局(大波係長)

現在の交通体系を見ると、国道13号の信夫山トンネルからまっすぐに南進してきて、平和通りにぶつかって90度に曲がって、4号の黒岩方面方面とか蓬萊方面にいく交通形態なので、早稲町太平寺線を整備し国道13号を南伸させることによって、国道4号の交通量が減り、早稲町太平寺線に交通量が分散される見込みです。

委員(8番 斎藤委員)

国道13号を南下して平和通りにぶつかって、直進する道路が現時点であります、1車線では、なぜ足りないのかお伺いしたい。

事務局(大波係長)

解析上は、この市道は一通で、6mぐらいの道路なので、この道路幅員では、解析上、何千台も通す交通容量が足りない、幅員27mの4車線で都市計画決定したものです。

委員(8番 斎藤委員)

今回の協議事項は早稲町太平寺線を継続するという見直し案ですが、現時点この都市計画道路が必要ということだと思います。

1車線ではありますが南進する道路が現時点であります。その道路があって、加えて旧4号もありますが、なぜそれでも足りないのかをお伺いしたい。

議長(小林会長)

ちょっとよろしいですか。話が難しくなっておりますので、お伺いしますが、8番の斎藤委員は、この路線に関しては、路線への拡幅改良に関して反対意見もあると考えてよろしいでしょうか。

委員(8番 斎藤委員)

はい。

議長(小林会長)

そうですか。

わかりました。

今事務局の方からのお答えはおそらく事務局はですねこれはシミュレーションの結果であって、どの路線をどうしたら、なぜ足りないかという路線一本ごとの説明はおそらくできないと思われます。

トータルでシミュレーションしたらできなかったということだと思います。

この説明は国道4号の混雑度1.25~1.5を下げることはできなかったもので、この路線を残しているということで、それ以上のものはおそくないと思います。

本日の説明で、まだ大前提が触れられておりませんが、そもそもこれは国交省から、こういう見直しをするように言われているものであります。それは国の全体の人口が減って、交通量も頭打ちになると見られており、一方で財政の方も限界があります。なので、もちろん、今回の見直しが最後ということではなく、またどこかで見直しをすることになるかと思ひます。

ただ逆に中心部の大きな計画ですので、当然、賛成意見もあれば反対意見もあると思ひます。

合意形成をしっかりと図らない限り、軽々と廃止するという判断はおそらくできないと思われます。

ただ一方で、これは周りに当然歴史的なものがある場合や、既存の路線で十分機能する場合や不要な部分を減らしてかつ、交差点等の改良を進めた結果、十分機能するネットワークが組めるのであれば、あえて費用がかかるプロジェクトを推進する必要もなくなるのだらうと思ひます。

いずれにせよ、十分な合意形成が必要であることは、大前提あるので、1年足らずの見直し案で判断することはできないということかと思ひます。

今回はご意見として賜るといふことでいかがでしょうか。

委員(8番 斎藤委員)

今の議長のご説明で、大変よくわかりました。

先ほどから申している通り、旧4号と、国道13号を南進できる道路がありますが、なかなか

かそこを通行する人またはできる人があまりおらず、そこがボトルネックになってしまっているの、国道4号を通行する方が多いのかなと思います。

交差点の信号のタイミングの解消等の改善で解消できるような余地はまだたくさんあると思っていて、本当はそこから手を付けるべきだと思いますが、この都市計画道路の変更のタイミングで、そういった路線の存続案がこのまま残っているというのは非常に残念で、できれば、時間とお金と権利者へのご負担をかけない形で、交通混雑度、1.25以下を目指してもらいたいなという思いで質問しました。

議 長(小林会長)

どうもありがとうございます。ただいまのご意見、十分考慮して先進めていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局(都市政策部部长)

十分にそのご意見を反映させていただきたいと思えますし、やはり少しでもストレスがない交通形態や今ご意見が出た部分が必要だと思っております。

人口も減り車も自動化になっていく可能性もありますから、どういう投資が効果的なのかを踏まえて、やっていきたいと思っております。

議 長(小林会長)

よろしく申し上げます。

他にいかがでしょうか。

先ほどあったパブリックコメントの件に関しましても、確かに地域代表者への説明から見直し案の決定というのは、あくまでも地区スケールでの論理で、地区スケールでの公共性を基にした合意形成というものが大事であります。しかし最後に、では市全体のネットワークとしてこれでよいかというところをやはり確認する機会を設けるとしたらパブリックコメントになるのではないかと思います。

ただその必要性等を今後よくよく吟味し行うのであれば、今でたご意見だと、むしろ見直し案がひとまずまとまってから、行ってはどうかというご意見がでたかと思えますので、よろしく願いいたします。

事務局(大波係長)

はい。

議長(小林会長)

そういう意見があったということで進めていただけたらと思います今日では、他にないようですね。

協議事項 都市計画道路見直しについては、皆様このような内容でもう一度確認ですが、色々な意見がありましたが、それを考慮していただきながら、今後とも検討していくということで、進めてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

協議事項の「都市計画道路見直し」については、この内容で進めてください。

議長(小林会長)

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

その他、事務局で何かありますか。

(事務局：なし)

議長(小林会長)

長時間にわたりまして、委員の皆様には慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

議長の任を解かせていただき、進行を事務局に戻します。

司会(都市政策部次長)

小林会長、スムーズな議事進行をいただきありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、第122回福島市都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。